

医療安全管理指針

いのちをあずかる医療・介護現場において、事故は絶対に起こしてはならない。医療者が事故なく安全に医療・介護サービスを提供することは、最も重要な責務である。

しかし、「気をつければ事故は防げる」という個人の意識喚起だけでは事故は防げないと思われる。又、複雑で高度化した医療・介護環境は、医療者同士がチームとして医療・介護を行うことや、業務を分業として実施することが多くなってきた。そしてこの分業の狭間で、種々の取り違いや思い違いが助長され、ニアミスが発生し、複合的な事故を誘発する可能性が高まっている。

ニアミスは、頻度が増せば事故につながるといわれている。したがって、ニアミスからデータ集積し、そこで明らかになった要因を除くことで、大事故につながる医療環境を是正できると考える。

このような観点から『医療安全管理室』を設置し、併せてミスやニアミスを未然に防ぐ対策とその啓蒙を組織的に取組む為に『医療安全管理委員会』を発足した。また、職員の職場環境整備と健康管理を検討する『安全衛生委員会』、感染防止を専門的に検討する『院内感染予防対策委員会』、サービス改善を検討する『サービス向上委員会』を設置し、安全なサービス提供に努めることとする。

医療者は、患者・利用者さん及びご家族に対して、その苦しみに共感できる心を養い、長い人生を送ってこられ、社会的貢献をされてきた人生に思いをいたし、尊敬する心が大切である。その医療者の心の涵養に努めることとする。

医療・介護行為はすべて、ご病気の方と医療者の信頼関係の上にのみ成立する。「説明と同意」と訳されるインフォームドコンセントの本質は患者さんと医療者の相互理解の上の信頼関係にある。大切なことは相互理解である。

医療は万能ではなく、すべての病気が治るとはいえない。それであればなおさら、納得の上で、安心して、快く医療を受けて頂くことが大切になる。私達は、今まで以上に医療者の心の原点に戻って考えていくこととする。

2019年10月1日

医療法人 愛生館

小林記念病院 病院長

医療安全管理室

医療安全管理委員会

上記の指針等、院内の医療安全管理についての問い合わせについては、受付(医療サービス課)までお申し出下さい。医療安全管理者(医療安全管理室)および医療安全管理委員会が対応をさせていただきます。